

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人

加古川市社会福祉協議会


目次

事業方針	P.1
第4期地域福祉推進計画 体系図	P.2
1. 住民主体のお互い様の地域づくり	P.3
1) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉		
2) 小地域活動モデル地区指定事業		
3) ふれあいサロン支援事業		
4) 支部活動への支援		
2. 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり	P.6
1) ボランティア情報の発信		
2) ボランティア養成・研修		
3) コーディネート事業		
4) 活動基盤づくり事業		
5) 他機関・他団体との連携		
6) 福祉学習推進事業		
7) 社会教育・福祉教育推進員活動支援（市教委との協働事業）		
8) 市民福祉カレッジ		
9) 災害対応支援		
10) 障がい児・者及び団体へ支援		
11) 社会福祉活動助成金事業		
12) 子育て支援事業		
13) こども居場所づくり推進事業		
14) 児童・青少年活動支援		
3. 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり	P.10
1) 成年後見支援センター事業〈市受託事業〉		
2) 日常生活自立支援事業〈県社協受託事業〉		
3) 生活福祉資金貸付事業〈県社協受託事業〉		
4) 基幹相談支援センター事業〈市受託事業〉		
5) 計画相談支援事業（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）		
6) 総合相談事業（一次相談）		

4. 社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり P.13

- 1) 組織体制の強化
- 2) 財源の確保と有効活用
- 3) 公的事業の積極的受託
- 4) 広報力の強化による社協活動のPR
- 5) 職員養成による組織力の強化
- 6) 地域福祉推進計画の推進
- 7) 総合福社会館の指定管理業務
- 8) トライやるウィーク及び実習生受け入れ

共同募金配分金大綱 P.16

印の記載のある事業は、共同募金の配分金を活用しています。

事業計画

《事業方針》

近年の少子・高齢化や核家族化の進行は、生活様式や価値観の多様化など地域や家族を取り巻く環境に大きく変化をもたらしています。併せてこの3年余り通常とは異なる厳しい状況をもたらした新型コロナウイルス感染症への対応は、落ち着きを見せているものの依然として予断を許さない状況にあります。このような中で、地域社会においては、生活困窮や社会的孤立がますます広がっています。

このように地域社会を取り巻く状況が激しく変化する中、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の皆さまをはじめ、幅広い関係者や組織・団体との連携・協働により地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制を整備することが求められています。

本会は今年度、生活困窮者などへの支援体制を強化するため「ほっとかへんネットワークの配置」や「子どもの居場所づくり」に取り組んでいきます。また、国が進める「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進する中心的な組織として、交流拠点づくり、人と人とのつながり、地域の見守り・ささえあい活動などを着実に進めてまいります。

第4期 地域福祉推進計画 体系図

【福祉目標】

『ささえあい 地域でみまもる まちづくり』

～地域共生社会の実現を目指して～

【基本方針】

しくみづくり

多様な主体と協働
しながら進める
しくみづくり

地域づくり

みんながつながり、
ささえあう地域づくり

つながりづくり

住民・機関・団体が「強み」
を活かして協働する、みん
なで育てるつながりづくり

【重点目標】

- ① 住民主体のお互いさまの地域づくり
- ② 認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり
- ③ 誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり


重点目標 1



住民主体のお互いさまの地域づくり

- (1) 地域行事（活動）への参加を住民へ呼びかけ、参加を通じてつながりづくりの大切さを伝えます。
- (2) 広報、情報紙、小地域福祉活動事業、ささえあい協議会活動を通じて、身近な者同士のつながりづくりの大切さを啓発します。
- (3) 地域活動を切り口に、地縁組織が中心となって、身近な住民同士がささえあう体制づくりを進めます。
- (4) 町内会、民生委員・児童委員、ボランティア等が実施するつどい場と連携し、地域ぐるみの見守り体制づくりを進めます。
- (5) ささえあい協議会を通じて、様々な社会資源を広報、情報紙、チラシ等で情報発信していきます。
- (6) 各エリアの住民課題をささえあい協議会で協議し、課題を解決するしくみづくりを進めます。

1.住民主体のお互いさまの地域づくり

- ・身近な地域での住民同士のつながりを大切にし、住民主体のささえあい活動を進めます。
- ・地域の社会資源をつなぎ、多様な主体が協働するまちづくりを進めます。

事業項目	実施内容
<p>1) 生活支援体制整備事業 〈市受託事業〉</p>	<p>概ね中学校区を生活支援体制整備事業の第2層圏域とし、町内会連合会や地区民生児童委員協議会をはじめ、地域の福祉施設や民間事業所、ボランティアなどの多様な主体が参画し、エリアごとに住民主体のささえあいのまちづくりを推進する。</p> <p>①2層協議体の設置（ささえあい協議会の開催） 地域の福祉課題や住民が抱える生活上の困りごとについて話し合う協議体を設置し、ネットワークを活かして課題解決に向けたしくみづくりを進める。 （以下、ささえあい協議会名） ‹平成29年度› 氷丘地区、別府町 ‹平成30年度› 両荘地区、志方町 ‹令和元年度› 平岡公民館エリア、野口公民館エリア ‹令和2年度› 加古川地区、尾上町 ‹令和3年度› 加古川北、加古川西公民館エリア ‹令和4年度› 野口北地区、かこてらすエリア</p> <p>②生活支援コーディネーターの配置 協議体ごとに生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の調査や開発、関係団体間のネットワーク構築等に取り組み、住民と協力しながら誰もが安心して暮らせるまちづくりのサポート役を担う。</p> <p>③新たな福祉の担い手の養成 協議体活動から見えてきた課題に対応する新たな担い手の養成を進める。</p>
<p>2) 小地域福祉活動モデル地区 指定事業</p> <p> (配分金 1-1-2)</p>	<p>単位町内会（自治会）を小地域福祉活動の実践エリアと位置づけ、第11期小地域福祉活動モデル地区を新たに指定する。</p>

事業項目	実施内容
<p>3) ふれあいサロン支援事業  (配分金 1-1-1)</p> <p>4) 支部活動への支援  (配分金 1-4-4)</p>	<p>①「ささえあい会議」の設置 小地域福祉活動モデル地区に、「ささえあい会議」の開催を呼びかけ、住民が抱える生活課題の把握と解決に向けた協議の場づくりを進める。</p> <p>②ささえあいボランティアの養成 単位町内会（自治会）と共に、身近な地域の困りごとを解決するための「ささえあいボランティア」を養成する。</p> <p>※尚、本事業については、コロナ禍以降実施する単位町内会が減少している。地域福祉活動を実践している社協支部内のボランティア団体などを対象範囲を拡げ、新たな実施方法の検討を進める。</p> <p>サロン運営上の課題や困りごとなどを共有し、解決へ向けての情報提供を行う。又、市民健康課や地域包括支援センターが企画するサロン世話人研修会に協力し、情報交換の機会を増やす。</p> <p>①支部活動費助成 社協支部の地域福祉推進に活用することを目的として、社協会費納入額の20%を助成する。</p> <p>②青少年健全育成費助成 児童や青少年の見守り、健全育成の推進を目的に社協支部ごとに社協会費納入額の10%を助成する。</p>




重点目標2







認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり


- (1) 若い世代を対象に、ボランティアの役割や必要性、活動の魅力を伝える福祉学習を進めます。
- (2) 定年退職後の元気高齢者等に、地域でのつながりづくりやボランティア活動、地域活動に参加するきっかけづくりを提供します。
- (3) 当事者の思いを伝える機会や当事者と住民とのつながりづくりの機会を提供します。(持っている力が発揮できる機会づくり)
- (4) 子育て中の親を対象とした魅力ある研修機会を提供します。子育て支援に取り組む団体(サークル・子ども食堂)の活動を支援します。
- (5) 活動希望者とニーズをつなぎ、ボランティア活動の活性化を図るしくみづくりを進めます。
- (6) 各種団体の情報を共有し合えるしくみづくりを進めます。

2.認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくり

- ・住民、団体、企業の福祉学習機会を創出し、誰もが互いに認め合い、ささえあいの輪が広がる人づくりを進めます。

事業項目	実施内容
1) ボランティア情報の発信  (配分金 2-6-1)	<ul style="list-style-type: none"> ①「社協だよりかこがわ」でボランティアに関する情報を掲載 ②ホームページ、ブログ、LINE 公式アカウントによる情報発信 ③ボランティア掲示板の活用
2) ボランティア養成・研修	<ul style="list-style-type: none"> ①啓発型 <ul style="list-style-type: none"> ・人生会議（ACP）研修～将来受ける医療やケアについて～ ・がん患者の気持ちに寄り添う傾聴研修 ②養成型 <ul style="list-style-type: none"> ・音訳（朗読）ボランティア養成講座 ・学生ボランティアの養成講座 ・公民館エリア サロンボランティア養成講座 ・ささえあいボランティアの養成 ③資質向上型 <ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティア研修会 ・分野別スキルアップ研修会 ・こども食堂スタッフ研修会
3) コーディネート事業	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティアに関する相談受付 ②ボランティア調整 ③ボランティア登録の促進 ④登録グループ代表者会の開催
4) 活動基盤づくり事業  (配分金 1-1-1)	<ul style="list-style-type: none"> ①ボランティア保険事務 ②ひょうごボランタリー基金事務 ③活動資材の助成 ④地域づくり応援助成事業の実施（地域活動/子育て団体等への助成） ⑤ボランティアセンター運営委員会の開催（年2回） ⑥各賞へのボランティア推薦
5) 他機関・他団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①市民活動団体等との連携 ②3市2町ボランティアセンター連絡会の開催 ③行政（市民活動担当課・ボランティア関連課）との連携 ④市内こども食堂との連携
6) 福祉学習推進事業  (配分金 1-5-1) (配分金 2-5-4)	<ul style="list-style-type: none"> ①地域で育む福祉教育推進パワーアップ事業の開催 ②福祉学習出前講座の実施 ③福祉学習指導ボランティアの調整 ④福祉器材の貸出、管理及び修繕

事業項目	実施内容
<p>7) 社会教育・福祉教育推進員 活動支援 (市教委との協働事業)</p> <p> 〈配分金 1-5-2〉 〈配分金 2-5-1~3〉</p>	<p>地域で福祉教育を啓発、促進する福祉教育推進員を委嘱し、活動推進していくための研修会の開催や活動に対し助成する。</p>
<p>8) 市民福祉カレッジ</p> <p> 〈配分金 2-1-1〉</p>	<p>市民が福祉について、より身近に感じてもらうきっかけづくりを目的にテーマを掲げた研修会を開催する。</p>
<p>9) 災害対応支援</p> <p> 〈配分金 2-6-2〉</p>	<p>①災害時支援ボランティア登録の促進 ②災害時協定締結団体等との定例会 (定例会 1 回/2 ヶ月) (災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂) ③災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施</p>
<p>10) 障がい児・者及び 団体へ支援</p> <p> 〈配分金 2-3-1〉</p>	<p>障がい者団体との連携を通じ、課題の共有や取り組みを検討する。</p> <p>①障がい者団体連絡会事務局 (定例会 1 回/2 ヶ月) ②ふれあい移送サービス事業 事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用相談の受付と登録 ・運転ボランティア登録の促進 ・移送ボランティアミーティングの開催
<p>11) 社会福祉活動助成金事業</p> <p> 〈配分金 1-1-3〉 〈配分金 1-2-1〉 〈配分金 1-3-1, 2〉 〈配分金 1-4-1, 2〉</p>	<p>市内の福祉施設及び福祉活動団体等へ助成することで、地域福祉推進活動の基盤づくりを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域福祉活動団体からの要望受付 ・活動内容の把握 ・社会福祉活動助成金事業審査会の開催
<p>12) 子育て支援事業</p> <p> 〈配分金 1-4-3〉 〈配分金 2-4-3〉</p>	<p>①地域づくり応援助成事業 (再掲) ②子育て情報の発信 ③大型絵本の貸出</p>

事業項目	実施内容
<p>13) こども居場所づくり 推進事業 〈新規 市受託事業〉</p>	<p>市内のこども食堂活動を支援するため、こども食堂推進員（仮称）を設置し、以下の事業をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①こども食堂総合相談窓口の設置 ②こども食堂ネットワーク会議の開催（年2回程度） ③こども食堂開設支援（市内公民館エリア） ④市内こども食堂への訪問活動 ⑤こども食堂スタッフ研修会の開催（再掲） ⑥こども食堂への食材提供体制整備 ⑦市内こども食堂の情報発信 ⑧市内各こども食堂への助成金申請受付
<p>14) 児童・青少年活動支援</p>  <p>〈配分金 2-4-1〉 〈配分金 2-4-2〉 〈配分金 2-4-4〉</p>	<p>児童・青少年に関する支援事業などを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①交通遺児支援事業 ②児童養護施設卒業生支援事業 ③加古川市少年善行賞表彰事業 ④重点巡視(危険)箇所調査事業 ⑤修学旅行扶助事業
<p>15) 高齢者福祉活動支援 〈配分金 2-2-1〉</p>	<p>長寿高齢者表敬訪問事業</p>

重点目標3

誰もが安心して相談できる

支援ネットワークづくり

- (1) 困りごとを見逃さない、アウトリーチも含めた相談支援体制の強化に努めます。地域の実情や社会資源についての情報が円滑に共有され、連携を深められるよう努めます。
- (2) 誰もが安心して相談できる環境づくりに努めます。事務局内連携をはじめ、様々な関係機関とともに相談支援体制の充実やネットワークづくりを進めます。
- (3) 災害時支援等、公的な制度・サービスでは支えきれない問題に対して、様々な関係機関とともに、支援方法の検討が進むよう働きかけます。
- (4) 当事者の困りごとを受け止め、必要な支援専門機関につながるよう働きかけるとともに、地域全体で支えられるしくみづくりについて検討します。

3.誰もが安心して相談できる支援ネットワークづくり

- ・あらゆる相談を一度受け止め、相談者が安心できる支援の仕組みづくりを進めます。
- ・様々な支援の重層的な仕組みづくりを進め、切れ目のない支援ネットワークの構築を目指します。

事業項目	実施内容
1) 成年後見支援センター事業 〈市受託事業〉	成年後見制度の利用促進を目的に、加古川市より成年後見支援センターを受託し、以下の事業を実施する。 ①広報・啓発事業 ②相談支援事業 ③成年後見制度利用促進事業 ④後見人支援事業 ⑤関係機関等連絡調整事業 ⑥センターの管理運営事業
2) 日常生活自立支援事業 〈県社協受託事業〉	福祉サービスの選択に不安がある人に、生活支援員を派遣し、適切に福祉サービスが利用できるよう援助する。(①～⑤) また、独自の支援についても調査研究をする。(⑥) ①相談及び支援に関すること ②生活支援員の派遣 ③日常的な金銭の管理や通帳、印鑑、公的書類の預かり ④生活支援員等のスキルアップ ⑤成年後見支援センターとの連携 ⑥独自の権利擁護支援に関する調査研究
3) 生活福祉資金貸付事業 〈県社協受託事業〉	一般的な貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者・高齢者世帯の生活を経済的に支え、社会的自立を促進するため、次の事業を行う。 ①広報活動（出前講座等の開催等） ②貸し付けに関する相談 ③償還に関する相談支援の強化（新型コロナウイルス関連含む） ④民生委員・児童委員との連携 ⑤滞納世帯への支援強化 ⑥多機関協働による世帯の自立支援のための相談強化 ⑦ほっとかへんネットワーカーの配置
4) 基幹相談支援センター事業 〈市受託事業〉	障がい児・者の生活に関する相談に応じた情報提供や助言、必要な福祉サービスの利用支援などを行う。 ①総合的、専門的な相談支援の実施 ②地域の相談支援体制の強化 ③地域移行、地域定着の促進 ④権利擁護、虐待の防止 ⑤市障害者自立支援協議会への参画及び専門部会の運営 ⑥地域生活支援拠点等の整備

事業項目	実施内容
<p>5) 計画相談支援事業 (特定相談支援事業・ 障害児相談支援事業)</p>	<p>障がい児・者及び家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や各種社会資源の活用支援、専門機関等との連携を通じて、利用者の自立した生活を支援する。</p> <p>①サービス等利用計画などの作成とモニタリング ②生活全般における相談支援と福祉サービスに関する情報提供及び社会資源の把握と活用 ③福祉サービス事業所など関係機関との連携・交流 ④相談支援専門員の増員による相談機能や受け入れ体制の強化及び相談支援専門員の人材育成、定着にかかる助言や指導 ⑤相談支援に関する研修や委員会などの企画、実施、参加による相談支援専門員のスキルアップ ⑥ICT化による事務の効率化</p>
<p>6) 総合相談事業</p>	<p>①総合相談 あらゆる生活課題に対応するというスタンスに立って、幅広い相談を受け付け、他機関につなぐことも含めて、相談を確実に支援に結びつける。</p> <p>②食料品等支援整備事業「つながりの輪～食のかけはしプロジェクト」 失業などの理由により生活困窮状態となり、食料品の購入が困難な人に、民生委員・児童委員や家庭支援課などの行政、地域包括支援センター等の関係機関と連携をしながら、食料品等を提供する。 また食料品等の安定的な確保のために、企業や団体等から新たな支援を受けられる仕組みづくりや各種助成金の積極的な活用に努める。</p> <p>③生活一時資金貸付事業 生活福祉資金など既存の制度では対応しきれない生活困窮者等に対して、必要に応じて生活費や公共料金分の費用の貸付を行い、生活の安定を図れるように支援をする。</p> <p>④独自の支援に関する事業 貧困の連鎖を防ぐための支援や障害のある人の災害時の支援に関する事業を実施する。</p>

重点目標 4


社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり

- (1) 社会福祉協議会の事業が広く市民に周知され、身近で信頼される組織を目指します。
- (2) 地域福祉の推進の使命をはたすべく、社会福祉協議会の役割、機能を明確にし、より分かりやすく親しみやすい活動を展開します。
- (3) 福祉の専門機関として資質の向上と人材の育成に努め、組織力を強化します。
- (4) 事業の充実を図るため、経費の効率的な執行と公費の安定的な確保をはじめ、市民協力による会費、寄附金、事業収入等による自主財源の確保に努めます。

4.社会福祉協議会の機能強化に向けた基盤づくり

地域住民の声を反映し、地域福祉の推進を担う健全な組織運営に努めます。

事業項目	実施内容
1) 組織体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①理事会・評議員会の開催 ②社協支部長会の開催 ③各委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会 ・地域福祉推進委員会 ・善意銀行運営委員会 ・苦情処理委員会 ・ボランティアセンター運営委員会 ・児童・青少年健全育成委員会 ・基金積立管理運用委員会 ・衛生委員会 ④監事監査の実施 ⑤社協全戸会員制度の周知 ⑥行政担当課との連携 ⑦社会福祉法人連絡協議会の運営と連携 ⑧組織内の連携強化 ⑨職員の地域担当制の実施 ⑩感染症 BCP の運用と災害 BCP の策定に向けた検討 ⑪ICT の活用及び充実化の検討
2) 財源の確保と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ①社協会費制度の整備 ②善意銀行の広報活動 ③共同募金運動への協力 ④基金積立金の効果的運用 ⑤自主財源の確保に向けた調査・研究
3) 公的事業の積極的受託	<ul style="list-style-type: none"> ①補助事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法人運営事業 ・地域見守り事業 ・ボランティアセンター事業 ②受託事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・生活支援体制整備事業 ・基幹相談支援センター事業 ・成年後見支援センター事業 ・総合福祉会館の指定管理事業 ・加古川市こどもの居場所づくり推進事業

事業項目	実施内容
<p>4) 広報力の強化による社協活動のPR  (配分金 2-1-2、2-7-1)</p>	<p>①パンフレット・リーフレットの作成と活用 ②社協だよりかこがわの発行 ③ホームページの掲載内容の精査とリニューアル ④社協見える化の取り組み 他機関との交流・社協活動説明の機会づくり ⑤多様な伝達手段の活用</p>
<p>5) 職員養成による組織力の強化 (配分金 2-1-3)</p>	<p>①事務局体制の整備・強化 ②人材育成に向けた取り組み 「職員の健全な育成」及び「組織運営の強化」を図るため、職員研修や目標管理制度をはじめとする人材育成に取り組む。 ・階層別研修（新任職員、監督職員、管理職員） ・特別研修（人権・倫理、情報セキュリティ、メンタルヘルス、交通安全） ・目標管理 ・新任職員育成制度 ③人事労務管理の充実</p>
<p>6) 地域福祉推進計画の推進</p>	<p>第4期地域福祉推進計画の遂行と進捗状況の確認 (令和3年度から令和8年度まで)</p>
<p>7) 総合福祉会館の指定管理業務</p>	<p>地域住民の福祉向上と健康の増進を図ることを目的に、効率的かつ効果的に指定管理業務を行う。また「意見箱」を設置することで利用者の声を聞き、誰もが利用しやすい施設を目指す。 (指定期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)</p>
<p>8) トライやるウィーク及び実習生受け入れ</p>	<p>ふれあいサロン活動やボランティア活動等の体験学習を通じて、地域福祉に関する学びの場を提供する。また、実習を通し次世代の福祉を担う人材を育成する。</p>